

# 北海道有朋高等学校同窓会会則

## 第一章 総 則

第一条 (名称) この会は北海道有朋高等学校同窓会(以下会という)と言う。

第二条 (目的) この会は会員相互の連絡協調及び親睦を図り、北海道有朋高等学校(以下母校という)の連携を保ち後輩支援することを目的とする。

第三条 (所在地) この会は本部を母校におくものとする。(札幌市北区屯田9条7丁目)

## 第二章 会 員

第四条 (会員) この会の会員は正会員並びに名誉会員よりなり、正会員は母校の卒業生とし、名誉会員は旧並びに現教職員とする。

## 第三章 役員及び監事

第五条 (役員・監事) この会に次の役員及び監事をおく。

- 1、会 長 一名
- 2、副会長 二名
- 3、書 記 若干名
- 4、会 計 二名
- 5、監 事 二名

第六条 (任務) 役員及び監事の任務は次の通りとする。

- 1、会長は会を代表し、会務を掌握する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3、書記は会に関する事務を行う。
- 4、会計は会の会計事務を行う。
- 5、監事は会の会計事務を監査する。

第七条 (任期) 役員及び監事の任期は一年とする。

第八条 (顧問・相談役) この会に顧問・相談役をおくことが出来る。

顧問・相談役は役員会で推選し会長が委嘱する。

## 第四章 会 議

第九条 (会議) この会の会議は総会及び役員会とし、各々会長が召集する。

第十条 (総会) 総会は定期総会及び臨時総会とし、支部長もしくは、代行者及び会員の出席をもって構成する。

- 1、総会は出席者の過半数以上の賛成によって議決する。
- 2、定期総会は毎年母校の卒業式当日とし、次のことを審議する。

(1)会務及び決算報告

(2)会計監査報告

(3)会則の変更

(4)活動計画及び予算

(5)役員及び監事選出

(6)その他

第十一条 (役員会) 役員会は役員で構成する。

1、役員会は会則及び総会で決められた事項を執行するとともに、緊急事項を処理する。

2、役員に欠員が生じた場合はこれを補充し、次期総会の承認を得るものとする。

## 第五章 支 部

第十二条 (支部の設置・運営) この会には支部を設けるものとする。

- 1、教育環境の異なる単位制の卒業生については、他支部と異なる扱いとする。
- 2、支部の設置・運営については支部細則による。

## 第六章 事 業

第十三条 (事業) この会は次の事業をおこなうものとする。

- 1、会及び母校の通信情報
- 2、会員相互の親睦活動
- 3、名簿及び会誌の発行
- 4、母校に後援
- 5、総会の決定にもとづく事業
- 6、その他

## 第七章 会 計

第十四条 (経費) この会の経費は会費及びその他の収入をもってまかなう。

第十五条 (会費) この会の会費は一般生三千円、技能連携生二千円とし入会時に納入するものとする。

第十六条 (会計年度) この会の会計年度は毎年三月一日から翌年二月末日までとする。

## 第八章 雑 則

第十七条 (細則) 会務の円滑を期するため、細則を設けることができる。

その制定・改廃は役員会に附託する。

## 附 則

昭和四十三年三月	十五日	制 定
昭和四十八年三月	十一日	一部改正
昭和五十二年三月	十三日	一部改正
昭和五十六年三月	十五日	一部改正
昭和五十七年三月	十四日	一部改正
昭和六十三年三月	二十日	一部改正
平成 五年三月	二十一日	一部改正
平成 十二年三月	十九日	一部改正
令和 元年三月	十五日	一部改正
令和 四年三月	二十日	一部改正